

新高額障害福祉サービス等給付費の御案内

新高額障害福祉サービス等給付費とは

非課税の障がい者が 65 歳に到達し、障がい福祉サービスと同等の介護保険サービスを利用することになった場合、障がい福祉制度の利用者負担額は 0 円でしたが、介護保険制度の利用者負担額は費用の 1 割が生じます。そのため、低所得者の負担軽減のため、下記支給対象者の具体的要件のすべてに該当する方は、介護保険サービスに移行した場合の利用者負担額が申請により給付されます。(平成 30 年 4 月 1 日以降に利用した分に限りです。)

支給対象者の具体的要件<以下 1～6 のすべてに該当する方>

No.	要件
1	65 歳に達する日前 5 年にわたり、特定の障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)の支給決定を受けていたこと。 <u>ただし、自立支援法全面施行(平成 18 年 10 月 1 日)以降において、要件を満たす必要があります。(平成 23 年 10 月 2 日以前に 65 歳に到達している方は本給付の対象になりません。)</u>
2	介護保険移行後に、上記1に相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)を利用していること。
3	65 歳に達する日の前日の属する年度(65 歳に達する日の前日が 4 月から 6 月までの場合は前年度)において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していたこと。
4	65 歳に到達した後、特定の介護保険サービスを利用した月が属する年度(当該サービスを利用した月が 4 月から 6 月までの場合は、前年度)に、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」に該当していること。
5	65 歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分 2 以上であったこと。
6	40 歳から 65 歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。

償還対象

平成 30 年 4 月以降に提供された障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る利用者負担額

【留意事項】

- 介護保険法における高額介護(予防)サービス費・高額医療合算介護サービス費の償還後の利用者負担額が対象です。
- 介護保険サービスの利用での 1 割負担額以外の実費負担額は含みません。
- 対象となる月から5年を経過すると時効により申請できなくなります。

申請に必要なもの

- 高額障害サービス等給付費支給申請書
- 本人確認書類
- 介護保険の被保険者証の写し
- 本人名義の預金通帳の写し(口座名義が本人以外となる場合は、委任状が必要です)

【本人確認書類】

1 点で確認できる書類	2 点で確認できる書類
・マイナンバーカード* ・身体障がい者手帳 (交付日から 10 年以内のもの) ・精神障がい者保健福祉手帳(写真付のもの) ・療育手帳 ・運転免許証 ・顔写真付きの住民基本台帳カード ・パスポート ・在留カード *顔写真の付いていない、マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類としては使用できません。	・身体障がい者手帳 (交付日から 10 年以上経過したもの) ・顔写真の無い精神障がい者保健福祉手帳 ・顔写真の無い住民基本台帳カード ・健康保険証 ・介護保険証 ・年金手帳、各種年金証書 ・母子健康手帳 ・医療受給者証 (子どもの医療証、障がい者医療証など) ・吹田市から送付している書類(1 種 1 点のみ) (障がい福祉サービス受給者証、納税通知書、生活保護の決定通知書、受給証明書など) ・児童扶養手当書・特別児童扶養手当証書 ・預金通帳、キャッシュカード、学生証、公共料金の通知書(本人名義のもの)(1 種 1 点のみ)

申請時の注意点

- 本給付費に関して御不明の点がある場合は、障がい福祉室へ御相談ください。
- 本給付費の対象かどうか確認したい場合は、まずは申請してください。
- 高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後でなければ、本給付費の申請を受け付けることはできません。
- 申請後、決定までに 1～2 か月程度時間を要します。決定通知書送付時に、給付費の支払日をお知らせいたします。

よくあるお問い合わせ

生活保護を受給しているため、65 歳以降の利用者負担が生じていませんが、申請が必要ですか？

⇒生活保護における介護扶助を受けている方には、制度上生活福祉室で扶助されていた費用が障がい福祉制度から扶助されることになるため、代理受領のための委任状の提出が必要です。生活保護担当のケースワーカーを通じて御提出ください。

個人番号(マイナンバー)確認書類がありません。どうしたらよいですか？

⇒個人番号の記載がある「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を取得の上、御提出ください。(本人確認書類が必要。交付手数料がかかります。詳細は市民課にお問い合わせください。)

65 歳の時に入院をして、障がい福祉サービスを利用していない期間がありますが、この制度の対象になりますか？

⇒長期入院等のやむを得ない理由により、障がい福祉サービスの支給決定が受けられなかった方は、この制度の対象になる場合がありますので、本給付費の申請をお願いします。

65 歳に達する日の前日において非課税世帯でしたが、その後課税世帯になった場合は、この制度の対象になりますか？

⇒65 歳以降非課税の期間に申請する場合は対象ですが、課税世帯となった後に申請する場合は対象になりません。ただし、再び非課税世帯になった場合は申請ができます。

また、65 歳に達する日の前日において、課税世帯だった方は対象でなく、その後非課税世帯となっても申請することはできません。

申請窓口・お問合せ先

吹田市 福祉部 障がい福祉室 支給管理グループ(115番窓口)

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

電話:06-6384-1346 FAX:06-6385-1031